

さらに便利で使いやすく。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

利用可能時間

メンテナンス時間を除き、24時間ご利用いただけます。
メンテナンス時間の詳細については、e-Taxホームページをご確認ください。

e-Taxを使えば、こんなことが大変便利

1. 自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して申告、申請・届出等ができます。
 - 消費税、所得税、法人税、相続税、贈与税、印紙税、酒税、揮発油税及び石油ガス税などの申告ができます（中間申告、予定申告を含みます。）。
 - 消費税の各種届出のほか、設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所の開設等届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請、納税証明書の交付請求といった申請・届出のほか、法定調書の提出ができます。
2. ダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。
 - 金融機関や税務署に向くことなく納税ができ、特に利用回数の多い手続に便利です（消費税の中間納付や源泉所得税の毎月納付など）。

個人事業者の方の消費税の申告は 確定申告書等作成コーナーが便利です！

- 確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算で消費税の確定申告書を作成できます。また、確定申告書等作成コーナーで作成した青色申告決算書・収支内訳書の内容等を引き継いで、消費税の確定申告書を作成できるため便利です。
- 作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン（又はICカードリーダーライター）があればe-Taxを利用して提出できます。

用意するものは次の2つ

申告書作成はこちらから



マイナンバーカード



マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



作成コーナー



「e-Tax」のメリット

税務署への持参



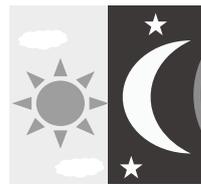
不要

印刷・郵送代



不要

確定申告期間の利用可能時間



24時間※
いつでも

※メンテナンス時間を除きます

法人の事業者の方へ

- 令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円超などの要件に該当する法人等は、法人税等及び消費税等の申告書について、その添付書類を含め、電子申告により提出することが義務付けられています。（参照→P58）
- 令和4年4月1日以後に開始する事業年度等から、通算法人（グループ通算制度の適用を受けた通算親法人及び通算子法人）の法人税等の確定申告書についても電子申告による提出が義務化されました。

詳しい情報はe-Taxホームページへ
<https://www.e-tax.nta.go.jp>

※ e-Taxの最新情報やご利用に当たっての手続等について説明しています。



この社会あなたの税がいきている

リサイクル適性[®]

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。